

佐野市告示第166号

公示送達

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の規定による書類の送達ができないので同法第20条の2及び佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）第18条の規定により公示送達をします。

なお、送達すべき書類は佐野市総合政策部収納課において保管し、送達を受けるべき方からの申出又は送達を受けるべき方の住所が判明しだい交付します。

令和8年7月3日

佐野市長 金子 裕

1 送達を受けるべき者の氏名及び書類の名称

植木 武	地方税法第329条に係る書類	令和7年度 5期
株式会社 森企画	地方税法第329条に係る書類	令和7年度 3月
株式会社 森企画	地方税法第329条に係る書類	令和7年度 4月
石塚 シヅ子	地方税法第371条に係る書類	令和8年度 1期
石塚 シヅ子 外	地方税法第371条に係る書類	令和8年度 1期
阿部 実月	国民健康保険法第79条に係る書類	令和7年度 9期
UCAR SALIH	地方税法第371条に係る書類	令和8年度 1期
楡木 夢翔	国民健康保険法第79条に係る書類	令和8年度 1期
西野 宙斗	地方税法第458条に係る書類	令和8年度 1期